

「九都県市首脳会議ホームページ更新事業業務委託」
企画提案に係る質問と回答

○質問と回答（令和6年5月17日受付分まで）

番号	質問	回答
1	<p>仕様書「8 成果物及び検査確認（1）成果物」</p> <p>納品物に「掲載した写真素材」の提供について記載がありますが、当社で利用している素材集サイトの規約では、元素材データの第三者への提供が禁止されています。</p> <p>その様な素材は納品対象から除外してもよろしいでしょうか。</p>	<p>第三者への提供が禁止されている素材データ（以下「元データ」と言う。）を使用する場合は、事前に発注者に協議してください。</p> <p>併せて、元データを基に受注者が作成したデータ（以下「作成データ」と言う。）について、発注者が利用可能な範囲等を発注者に示してください。</p> <p>上記を経て、発注者からの承諾を得た場合、納品対象から除外可とします。</p> <p>なお、作成データは発注者において、他サイトへのバナー等の掲載、広報活動での使用（冊子、チラシ等の配布物、掲示物、衣装、ノベルティ等）等に使用する想定です。</p>
2	<p>仕様書「11 その他」</p> <p>「（1）制作に係る画像・写真・イラスト等に関する著作権は、九都県市首脳会議企画担当課長会議に帰属するものとする。」とありますが、弊社で作成した画像（アイコンなど）、撮影写真、イラストについては上記の対応が可能です。</p> <p>しかし、素材集サイトで購入した写真類のは著作権に関して譲渡は不可となっています。弊社にも譲渡はされません。必ず著作権の譲渡は必要でしょうか。上記の様に提供元のルールに沿って対応でもよろしいでしょうか。</p>	<p>著作権の譲渡が不可である画像等（以下「元画像等」と言う。）を使用する場合は、事前に発注者に協議してください。</p> <p>併せて、元画像等を基に受注者が作成した画像等（以下「作成画像等」）について、発注者が利用可能な範囲等を発注者に示してください。</p> <p>上記を経て、発注者からの承諾を得た場合、著作権の譲渡対象から除外可とします。</p> <p>なお、作成画像等は発注者において、他サイトへのバナー等の掲載、広報活動での使用（冊子、チラシ等の配布物、掲示物、衣装、ノベルティ等）等に使用する想定です。</p>

3	<p>募集要項「9 応募書類(2)注意事項」</p> <p>企画提案書の提出方法について、「企画提案書一式は番号順に並べ、左上綴じで提出すること。」とありますが、これは「企画提案書」だけではなく、企画提案書など書類一式に対してでしょうか。</p> <p>見積書・会社概要などご支給の様式がA4縦ですがこれはA4縦で印刷、右90度に倒した形で左上綴じでよろしいでしょうか。向きにご指定があればご教示ください。</p>	<p>「企画提案書一式」は、企画提案書を含む提出書類一式を指しています。</p> <p>また、募集要項には「企画提案書一式は全てA4横判に統一すること」と記載していますが、「業務に要する経費見積書」等、発注者から様式を示しているものについてはA4縦での提出でも可とします。その場合、左90度に回転した形で左上綴じとしてください。</p>
---	---	--